

## 王立クメール大学法経学部

Faculté de Droit et des Sciences Economiques, Université Royale Khmère

### I はじめに

カンボジアの首都プノンペン(Phnom-Penh)市街を南北に走っている Monivong 大通りに沿って南下すると、道は市街の南端部近くで大きく左に曲がってくる。ちょうどその道の曲がりっ端のあたり、向かって左手に見える新しいいくつかの建物がここに紹介する「王立クメール大学法経学部」の校舎である。当学部は建物自体もさして偉容を誇るというわけではなく、生徒数も600名足らずの小規模の学校ではあるが、カンボジアにおいては、いわばわが国の東大法学部にも匹敵する性格をもった最高学府なのである。

### II 設立および歴史

カンボジアがフランス植民地からの政治的独立を達成したのは第2次大戦後、1949年11月8日のことであり、このとき「フランス連合内での独立」を獲得したのであった。その同じ年、独立に先立つこと9カ月ばかり、同年2月16日に当学部の前身であり、かつカンボジアにおける最初の高等教育機関でもあった Institut d'Etudes Juridiques et Economiques が「カンボジアの行政・法律および経済分野での人材を養成する」目的のもとに設立されている。

したがって現在までに当法経学部はわずかに15年の歴史を有するにすぎない。しかし、その発展の過程は若いカンボジア王国自体の国家建設過程と軌を一にしている点で、まことに有意義なものがあると思われる。

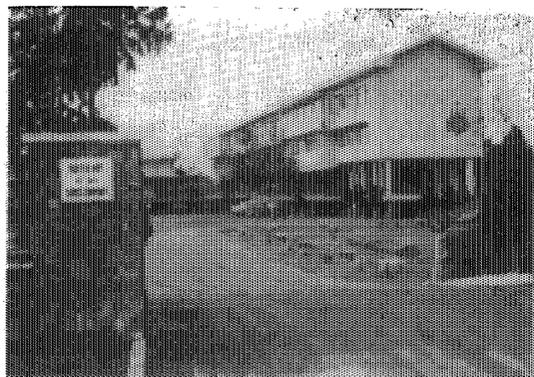
さて、創立当初の前記 Institut は当時の Faculté de Droit de l'Indochine の管理下におかれ、学科の内容も capacité en Droit に相当する diplôme d'études pratiques を授与する程度にすぎなかった。ついで1952年に至り、Institut は Faculté de Droit de l'Indochine の管理下から離れ、Faculté de Droit de Paris の援助を受けることになった。1953年5月15日には、その名称も Institut National d'Etudes Juridiques, Politiques et

Economiques du Cambodge と改称され、学科コースも capacité に相当する cycle d'Etudes Pratiques と Licence に相当する cycle d'Etudes Supérieures の二つが設定された。1955年に至って、フランスはフランス本国での diplôme とカンボジアでのそれとの等価を承認している。こうして着々と Faculté としての内容を具備していった Institut は、1957年8月3日付法律によって、ついに Faculté de Droit et des Sciences Economiques de Phnom-Penh となった。コースも Capacité, Licence, Doctorat の三つを完備するにいたった。

さらに1960年1月13日に至って、「高等教育と科学的研究の遂行を旨とし、カンボジア王国における全高等教育機関を統合した」ところの「王立クメール大学」(Université Royale Khmère, U. R. K.) が創立されるに及んで、Faculté de Droit はその一学部となったのである。なお当学部が Norodom Sihanouk 現国家元首による多額の個人的献金などにより新建築を完成し、冒頭に記したような現在地に移転したのもまた、これと同じ年のことであった。

ちなみに、王立クメール大学はこの法経学部のほかに医学部 (Faculté Royale de Médecine)、理学部 (Faculté des Sciences)、文学部 (Faculté des Lettres) から構成されていたのであるが、ごく最近(1964年10月9日)に至って教育学部 (Faculté de Pédagogie、おそらく従来から存在している Institut National Pédagogique がこれにあてられるものと思われる)と薬学部 (Faculté de Pharmacie) がこれに付加されることが Sihanouk 元首主宰の会議で決定された。

また同時に、王立クメール大学以外に、新たに「王立工科大学」(Université Technique Royale Khmère, U. T. R. K.——これにはソ連援助でごく最近完成した Institut Supérieur Technique de l'amitié Khméro-soviétique などを含む)、「王立コンボン・チャム大学」(Université Royale de Kompong Cham, U. R. K. C.),「王立農業大学」(Université Royale des Sciences Agronomiques, U. R. S. A.),「王立美術大学」(Université Royale des Beaux-Arts, U. R. B. A.),「王立カンボット・タケオ大学」



(Université Royale de Kampot-Takeo, U. R. K. T.) の5大学を創設することも決定された。独立以来、とくに力を入れてきたこの国の教育発展政策も、初等教育、中等教育を経てついにここにいたって高等教育面での大規模な拡大発展への道が開かれてきたのである。

以上のほかに、従来のカンボジアにおける高等教育機関としては「王立行政学校」(Ecole Royale d'Administration) が存在することを付け加えておこう。

### III 機構・スタッフ

Faculté となって以後の当学部の学部長 (Doyen) は Jean Imbert (1959~61), René Roblot (1961~63) の各氏を経て、現在はカンボジア人 Douc Rasy 氏が1963年以來その任にある。当年38歳、法学博士の同氏はまた当国の国民議会議員でもあり、かつフランス語新聞 *Phnom-Penh Presse* の出版局長でもある。同氏の学位論文 “Les frontières de la faute personnelle et de la faute de service en Droit Administratif Français” は1963年にパリで出版された。

つぎに32名を数える教授陣を見ると、これにはフランス本国から派遣されてきたフランス人学者がきわめて重要な部分を占めている。今資格の上から分類してみるとこの教授陣は大約2種類に分けられる。その第1は正教授 (professeurs titulaires) で1963/64学年の場合、これに該当する教授は全部で4名であったが、うちフランス人が3名、カンボジア人はわずかに1名であった。第2は講師 (chargés de cours et d'enseignement) で、同じ1963/64学年の場合、28人のうちフランス人が13名、カンボジア人が15名の割合であった。なおこの中には、当学部教授陣容の不足を補うために起用されたカンボジア政府の高級官吏、行政官、司法官、さらには弁護士や Lycée

の教授たちも少なくない。

一方、学生はといえば、カンボジア人に混じって少数ながら当国在住のフランス人もおり、学生中にはすでに就職している人(とくに多いのは官吏)もたくさんいるといった具合である。これら学生は正規学生がもちろんほとんどであるが、それ以外に自由聴講生 (auditeur libre) の制度が設けられている。

学科コースやその制度はフランスとほとんど同様に、下から順に *Capacité*, *Licence*, *Doctorat* に分かれており、授業はすべてフランス語で行なわれている。以下、正規学生の場合について、そのコースと学業内容を簡単に紹介しよう。

まず *Capacité* であるが入学資格は *brevet d'études du premier cycle* あるいは *diplôme d'études secondaires du premier cycle* の所有者であることが必要で、これらの有資格者のうち試験によって選抜された者が入学を許可される。2年の修業期間のうち最初の1年間は共通の授業をうけ、2年目に各自の専攻学科、すなわち法律学科 (Section Juridique), 経済学科 (Section Economique), 行政学科 (Section Administrative) の三つに分かれる。これらの各課程を終了すれば、*Capacité en Droit* の資格が与えられる。

つぎに *Licence* であるが、入学資格は *baccalauréat complet* の所有者とされ、無試験で入学できる。なお *Capacité* のコースを1年間修了した者(これを *Diplôme en Droit* と称している)で *Licence* に進学を希望する者は、試験を行なった上で入学を許可される。*Licence* の修業期限は4年間で、授業は最初の2年間は共通(この2年の課程修了者を *Baccalauréat en Droit* という)、後の2年間は各専攻学科に分かれる。当学部の場合、この専攻学科は私法 (*Droit privé*)、公法 (*Droit public*)、経済学 (*Economie Politique*) の三つがある。この4カ年の課程を終了すれば、法学士 (*Licencié en Droit*) の称号が許される。

最後に *Doctorat* のコースであるが、これへの入学者は *Licence* の終了者の内から入学試験によって選ばれる。修業年限は1年間、専攻は私法 (*Droit privé*)、公法 (*Droit public*)、経済 (*Sciences Economiques*)、政治 (*Science Politique*) の四つに分かれている。なお *Doctorat* コースの学生は、1年修了の後、*D. E. S.* (= *Diplôme d'Etudes Supérieures*) を取得しておくことが必要とされる。これが学位論文提出の前提とされているからである。*D. E. S.* の試験はまず筆記試験と研究報告のレジュメ提

## 研究機関紹介

出があり、パスすればつぎに口頭審査が行なわれ、これらすべてに合格して初めて Diplôme を獲得することができる。なお当学部は博士号を授与しうる資格があるが、今日まで D. E. S. を得た者は多数いるけれども、まだ博士号を当学部から取得した者は出ていない。

以上紹介してきた当学部の Capacité, Licence, Doctorat の3課程について、その学生数を1953年以後の各年度別に見ると第1表のごとくであり、総数は少ないながら毎年相当の勢で増加しつつあることが知られ、今後のいっそうの伸長が期待される。

第1表 Faculté de Droit の学生数

課程 年度	Capacité	Licence	Doctorat
1953/54	47	39	—
1954/55	59	60	—
1955/56	77	58	—
1956/57	120	98	13
1957/58	136	95	23
1958/59	151	86	20
1959/60	148	130	14
1960/61	157	145	10
1961/62	221	201	23
1962/63	249	248	19
1963/64	222	303	39

(出所) 1954/55 から1962/63年度までは *Annuaire Statistique du Cambodge, 1962* に、他は Faculté de Droit での筆者調べによる。

一方、教育省 (Ministère de l'Éducation Nationale) 予算の一部としての当学部の予算規模を見ると、1964年度では728万6484リエル (公定で換算すると約7300万円相当) となっており、前年度に比してたいした増加はなかった。また、上掲数字のうち人件費が大部分を占め、約540万リエル、これに対して資料費は約190万リエルにすぎない。

つぎに付属図書館についていえば、現在蔵書数は約7000冊であり、図書館員は4名である。図書のほとんど全部はフランス語の書物であり、ほかにはカンボジア語の書物が100冊くらいと、英語の書物がやはり100冊足らず見られるにすぎない。フランス語の文献もほとんど戦後出版の書物のようなものである。図書資料の乏しいこの国では、とくにこの付属図書館の充実が緊急重要事であると思われるが、これに当てられる費用は1963、1964両年共に同額の27万5330リエル (公定で約280万円、最近の実勢では約100万円くらい) にすぎない。

## IV 調査研究計画および出版物

当法経学部を午前中に訪ねると、構内に生徒や教授の姿を見かけることは少なく、わずかに事務室と図書館が開かれているにすぎない。というのは、前述したように当学部の教授陣に高級官吏やその他の兼職者が多いことや学生間にも就職官吏などが多いため、授業が夕刻から夜間にかけて開講されているからである。このような状況から容易に察せられるように、現在のところ、当学部内にはいわゆるアカデミックな雰囲気というもの正直に言って少なく、卒業生も学者を志す者はほとんどいず、大部分は高級官吏への道を志している。したがって現在当学部内での総合的研究体制なり計画なりというものあまり存在していない実情にある。しかし、個人についていえば、たとえばフランス人教授の内にはカンボジア研究に非常に興味を持ってこの国に来て、滞在中に好研究を完成させる人も多く、一方カンボジア人教授たちも自国の政治経済についての研究を進めており、講義内容にもそれを反映させるべく努力がなされている。研究機関の乏しいこの国では、やはり当学部は最高水準をゆく学術研究機関だといわざるをえない。

ところで、そうした教授たちの研究成果は、これまで本学部から叢書「クメールおよびアジア研究」(Études Khmères et Asiatiques)、および「法経学部紀要」(Annales de la Faculté de Droit) の形で出版されてきた。

まず前者の「クメールおよびアジア研究」叢書に属するものとしては、Jean Thierry, *L'évolution de la condition de la femme en droit privé Cambodgien* (Phnom-Penh, 1955) があり、これは著者のパリ法科大学への学位請求論文となった。

一方、「法経学部紀要」は1960年に第1巻を出して(これは前記叢書の第2巻に相当することにもなっている)以来、1961年に第2巻、3巻の2冊、1962年に第4巻と、これまでに4冊出版されている。いまこれらの内容を概観すれば、第2巻が前学部長 Jean Imbert 教授の "Histoire des Institutions Khmères" (207 p.) と題する単独の研究論文であるのを除き、他の3巻はいずれも各教授・講師たちによる数個の研究論文の集成であり、研究対象もほとんどすべてカンボジアの法律、政治、経済に関するものである。

日本では紹介される機会もほとんどないと思われるので、以下、煩をいとわずこれら紀要所収の諸論文について、その著者とタイトルを掲げておこう。

第1巻, 1960年, 203p.

(1) 私法関係

Jean Hémar, “Vente a crédit et Répression Pénale”.

Jean Morice, “La Tontine-contrat asiatique de crédit mutuel, dans la législation et la pratique cambodgiennes”.

André Roux, “L’Indemnisation des Victimes d’accidents causés ou subis par des conducteurs de cyclo pousse et remorques”.

François Terré, “La Nationalité d’origine en droit cambodgien”.

(2) 経済学関係

Mau Say, “La Monnaie Cambodgienne a l’heure du Fonds Monétaire International”.

Michel Moret, “Les Problèmes financiers de la Jeunesse”.

(3) 公法関係

M. Dufaur, “Les modalités des Élections au Suffrage Universel au Cambodge”.

Jean-Louis de Corail, “La Situation Juridique du Fonctionnaire Cambodgien”.

A. Homont, “La Notion de Dépense Publique au Cambodge”.

第2巻, 1961年, 既述。

第3巻, 1961年, 304p.

(1) 公法関係

André Homont, “La Commune Combodgienne”.

(2) 経済学関係

Mau Say, “L’Émission du Riel, ses particularités et ses problèmes”.

Jean Huet, “Documentation et Statistiques Agricole au Cambodge”.

Pierre Lintingre, “Reflexions sur des Statistiques concernant l’enseignement au Cambodge.”

(3) 私法関係

François Terré, “L’Acquisition de la Nationalité Cambodgienne”.

Meas-Saem, “L’Introduction du droit moderne dans le Royaume du Cambodge”.

Marcel Clairon, “Notions Essentielles du Droit du Travail au Cambodge”.

第4巻, 1962年, 251p.

(1) 公法関係

Claude-Gilles-Gour, “Hiérarchie des textes et respect de la légalité en Droit public Cambodgien”.

Pierre Fabricius, “Le Congrès National et la souveraineté du peuple au Cambodge”.

Robert Dubois, “Les Origines de la Neutralité Cambodgienne”.

(2) 私法関係

Jean Morice, “Le Mariage et le Statut familial de la femme au Cambodge”.

André Roux, “L’Acquisition de la Propriété par la possession en Droit foncier Cambodgien”.

(3) 経済学関係

Mau Say, “Les Institutions Cambodgiennes de Crédit”.

V あとがき

昨年は9月に始まった新学期も、今年は10月1日からとなった。各教室ではふたたび毎夜本場の流暢なフランス語の講義が展開されている。しかし、われわれとしてはこの同じ教室ですべてカンボジア人教授による、かつ自国語による講義が聞かれうる日が1日も早く実現されるよう心から念願せずにはいられない。にもかかわらず最近の政治情勢からすれば、フランスのこの国への政治的・文化的影響力はますます増加こそすれ、けっして近い将来に減退するような見込みはまずなさそうに思われてならない。

(海外派遣員 高橋 保)

— 在ブノンペン —